

ワクチン接種は5月中旬以降

新型コロナウイルス感染症のワクチンについては、現在、国において安全性や有効性について検証が行われています。国の薬事承認後、ワクチンの供給が徐々に行われるため、対象となる市民には、優先順位を設けて接種について案内する予定とのことです。

新聞報道(3/19付け道新)によると、国から先行配布される高齢者向けの新型コロナウイルスのワクチンについて、札幌市と江別市に先行配付されるとのことで、江別市は4月5日の週に届く初回の1箱(約500人分)は、市内の医療機関と提携する介護老人保健施設と特別養護老人ホームの3ヵ所に優先配分する方針とのことです。

江別市新型コロナウイルス感染症対策室では、集団接種が安全かつ円滑に実施できるよう65歳以上の高齢者の集団接種を想定し、3月12日に保健センターで集団接種模擬訓練を実施しています。高齢者への接種開始は、5月中旬以降とみられています。接種に際しましては、事前に送付される接種券(クーポン券)が必要となります。

1. 接種対象者・接種優先順位

- ① 医療従事者等
- ② 高齢者(令和3年度中に65歳以上に達する方)
- ③ 高齢者以外で基礎疾患を有する方、高齢者施設等で従事されている方

2. 江別市における、新型コロナワクチン接種の予約開始時期と接種開始時期は未定。接種優先順位に従って開始されます。

3. 接種券(クーポン券)送付時期は、接種開始時期に合わせ、個人毎に送付されます。

4. 接種費用 無料です。

5. 接種を受ける際の同意 新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種は、強制ではありません。予防接種を受ける方には、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方についてご理解いただき、自らの意志で接種を受けていただきます。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません

◇問い合わせ先：新型コロナウイルス感染症対策室(電話385-8910)

(参考：3/21江別市ホームページ)

感染症に「もういいか」はありません

-人にうつさない・人からうつらないために、今できることを-

- あ あけていますか?人との距離。密閉、密集、密接の3つの「密」を避けましょう。
- ま マスクの着用、手洗いの徹底を引き続き行いましょう。
- ひ 病院に行く前に、発熱などの風邪症状がある場合は、電話で相談してから通院しましょう。
- え 江別市民のみなさんの笑顔を守るため、一人ひとりの予防行動が大切です。

[事務局]

見晴台住民数

(令和3年3月1日現在)

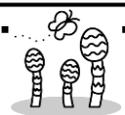
男性	2,114人	(前月比 6人減)
女性	2,296人	(前月比 0人)
合計	4,410人	(前月比 6人減)

[4月の行事予定]

- 1日(木) 自治会だより発行
- 3日(土) 9:30 資源回収
- 4日(日) 19:00 定期監査
- 6日(火) 15:00 運営委員会
- 10日(土) 19:00 役員会(中止)



- 17日(土) 9:30 資源回収
- 20日(火) 自治会だより原稿締切
- 24日(土) 19:00 自治会だより編集会議
- 25日(日) 全市一斉清掃の日
- 28日(水) 9:00 自治会だより区分け、配付



春の交通安全運動 =4月6日(火)～15日(木)=

雪解けも進み、春の日差しが暖かさを運んでくる季節となりました。4月になると、入学シーズンになり、子どもたちの外遊び、行動も活発化します。また、雪解けとともに自転車に乗る方たちも増えてきます。

この春のシーズンの到来を受けて、令和3年春の全国交通安全運動の推進要綱が発表されました（中央交通安全対策会議交通対策本部決定）。

実施期間は、4月6日（火）～15日（木）の10日間で、期間中の4月10日（土）は「交通事故死ゼロを目指す日」となっています。

運動の重点項目には、

「子供や高齢者を始めとする歩行者の安全の確保」が第一に掲げられ、特に、新年度になり、入学や進級を迎える4月以降に小学生の歩行中の交通事故が増加する傾向にあることから、歩行者の安全確保を図る必要があることが強調されています。

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
 - 歩行者の交通ルール遵守の徹底
 - 歩行者の安全の確保
- (2) 自転車の安全利用の推進
 - 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底
 - 自転車利用者自身の安全確保
 - 自転車保険等の加入の促進
- (3) 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上
 - 運転者の交通ルール遵守の徹底等
 - 高齢運転者の交通事故防止
 - 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止

- (4) 飲酒運転の根絶
 - 飲酒運転を絶対許さない環境づくりの促進
 - 飲食店での運転者への酒類提供禁止及びハンドルキーパー運動の促進
- (5) スピードダウンと全席シートベルト着用
 - スピードダウン
 - 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい仕様の徹底



※ 夕方の早め点灯も忘れずに!!
[生活環境部]



気持のよい春を迎えるには、節度ある行いを

春の日差しのおかげで、道路上の雪も大半が溶け、生活道路も広くなりました。ただ、住宅の庭などから道路に出して雪を溶かそうとしているご家庭もありますが、時にはたくさんの雪が出されていて、歩行者や車の通行に支障が出

ている場合もあります。
どのような行いも、隣近所に迷惑にならないよう、お互い節度をもって、行いましょう。



[事務局]

見晴台支え合い見守りづくり³⁰

新型コロナ感染症の予防対策

会館はいましばらく使用停止。家庭内感染に要注意!

北海道内の新型コロナウイルスの感染者数は、新規の感染者数は少ないものの感染拡大が止まりません。国は1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）の緊急事態宣言を3月21日に解除しました。北海道は、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数や入院患者数等の改善傾向が継続していることから、4か月以上にわたり実施した「集中対策期間」を3月7日で終了しました。緊急事態宣言の解除、集中対策期間は終了しましたが、3月以降の就職・転勤、卒業・進学等に伴う人の動きや会食機会の増加などといった感染リスクが高まる時期に備え、安心してワクチン接種を受けられる環境づくりを進めることが重要であることから、引き続き緩むことなく、飲食の場面などにおける感染防止に向けた行動の徹底が求められています。

江別市内の新型コロナの感染者数は、3月に入って市内11例目のクラスター（感染者集団）が発生するなど増加傾向にあります。これまでの市内の感染者は計200人（公表分）を超える数となっています。最近では家庭内での感染例も多くみられるとの事です。家庭内感染を防ぐには、まず何よりも外出先での感染を防ぎ、家庭内にウイルスを持ち込まないことが重要です。

新型コロナは身近で起きていること、そして誰もがうつり、うつす環境にあると言えます。

☆ 外出先では3密（密閉・密集・密接）を避け、マスク着用の徹底と手洗い（またはアルコールによる手指消毒）を行うなど予防対策を取りましょう。

見晴台自治会では、昨年11月役員会におきまして住民の健康を守る、自治会から感染者を出さないなど見晴台自治会館の団体活動の使用について、当面の間、使用停止の措置をしたところです。

4月からの会館使用は、令和3年度定期総会（5/9）以降に新役員体制の中で新型コロナの感染状況等を踏まえ対応することになります。

会館使用は、団体活動の打合せや会議など少人数の集りを除き、集団での活動はしばらく使用停止とさせていただきますので引き続きご理解とご協力をお願いします。



◇江別市内新型コロナ感染者の推移（単位：人）（令和3年3月24日現在）

R2年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
0	1	1	2	2	0	0	1

9月	10月	11月	12月	R3年1月	2月	3月	合計
1	1	74	46	35	14	35	213

[事務局]

不審者に注意、しっかり戸締りを

雪解けが進み、散歩やランニングなど外に出る機会も多くなりました。陽気に誘われて不審者の出没、徘徊など見かけることがあります。見晴台地区内で夜間、住宅を覗きながら歩く不審者を見たとき野報告を受けています。散歩ではなさそうです。住宅では外出時はもちろん夜間では、玄関、窓の施錠などしっかり戸締りを確実にしましょう。

もし、不審者、不審者など怪しいと見かけましたら110番通報してください。



令和3年度自治会総会日程

新型コロナウイルスの蔓延がまだまだ心配されていますが、現在のところ下記の日程で開催する予定で準備を進めています。

総会では、令和2年度の活動報告・会計決算・監査報告の決議、令和3年度の活動計画・会計予算案の決議、令和3年度4年度の自治会運営に携わる会長・副会長・監事の選任を行います。

多くの会員の皆様の参加をお待ちしています。

◇日時 令和3年5月9日(日) 午前10時

◇会場 見晴台自治会館大広間

※ 新型コロナ感染状況によっては、総会の持ち方に変更があるかもしれません。その点、お含みおきください。

[事務局]

【令和2年度交通安全川柳】

前を見て スマホはあとで 見れるから
(刈雁小学校6年 渡部 碧唯さん)

4月の自治会館駐在日

4月の自治会館駐在日は、3日、7日、10日、14日、17日、21日、24日、28日の8日間で、事務室に9時から12時まで駐在しています。

自治会活動に対するご意見やご要望、ご相談などをお受けしています。

お気軽にお立ち寄りください。



[事務局]

知ってますか、守ってますか

自転車安全利用五則

雪解けとともに自転車に乗る人たちが増えてきました。自転車は便利な乗り物です。しかし、ルールを守らないと大変危険な乗り物になります。

ルールをしっかりと守り、安全な生活を。

1、自転車は車道走行が原則、歩道走行は例外

自転車は、道路交通法上、軽車両と位置付けられています。そのため、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。

【歩道を通行できる場合】

◇道路標識や道路標示によって歩道を通行することができることとされているところ

◇13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、車道通行に支障がある身体障害者

◇車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するためやむを得ない場合

2、車道は左側通行

自転車は、道路の左側の端に寄って通行しなければなりません。

3、歩道は歩行者優先、車道よりを徐行

歩道では、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げることになる場合は、一時停止をしなければなりません。

4、安全ルールを守りましょう。

① 自転車も飲酒運転は禁止です。

② 二人乗り、並んでの走行は禁止です。

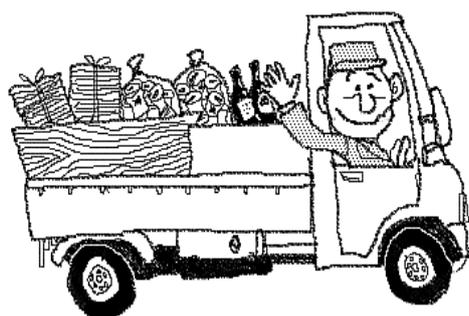
③ 夜間は前照灯、尾灯(又は反射器材)をつけてください。

④ 信号は必ず守りましょう。

5、子どもはヘルメットを着用

児童・幼児には乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。

[生活環境部]



毎月第1・第3土曜日

資源回収にご協力を!

見晴台自治会集団資源回収収益金報告

3月(6日、20日)分

44,459円

回収業者 有限会社江別資源

Tel 384-1357